

空家等対策計画(モデル計画)【概要】

○モデル計画作成の趣旨

市町村が空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に規定された空家等対策計画作成の際の参考とするために作成。

1 本計画の基本的方針

- (1)背景:空家が増加する要因(人口減少と高齢化、住宅ストック数)
- (2)現状:空家数、空家率、空家種類の分析
- (3)課題:空家が引き起こす課題、従来までの空家対策の課題
- (4)対象地区:計画の対象とする地区 → A市内全域
- (5)対象空家:計画の対象とする空家種類
→ 空家法第2条第1項に規定する空家等

2 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

3 空家等の調査に関する事項

- (1)調査概要:調査のながれ(1次調査、2次調査)
- (2)調査対象地区:1次調査→全域、2次調査→空家候補物件
- (3)調査期間:1次調査→平成28年度、2次調査→平成29年度
- (4)調査対象空家:空家法第2条第1項に規定する空家等
- (5)調査方法及び内容
 - 1次調査:自治会等への依頼による目視調査
建物の種類、状況、所在地の把握
 - 2次調査:1次調査の結果を受けた聞き取り等による調査
外観調査、所有特定
- (6)調査結果の取り扱い:空家等情報記録簿での管理
- (7)関係機関との情報共有:県及び周辺市町村への情報提供
- (8)継続した情報収集(把握):情報収集総合相談窓口の設置

4 所有者等による適切な管理の促進に関する事項

- 所有者等による管理責任
- 所有者等の相談に対する体制整備
A市総合相談窓口、民間団体の相談室の設置
- 所有者等が特定できない場合の対応

5 空家等の除却及び利活用に関する事項

- (1)利活用に対する普及啓発:利活用事例集
- (2)空家等の状態・品質の改善、把握
 - リフォームの普及・促進
 - ・住宅リフォーム・紛争処理支援センターHPでの相談窓口設置
 - ・住宅リフォーム推進協議会との連携
 - 中古住宅の性能の把握:インスペクションの実施啓発
- (3)利活用可能な空家情報の発信
 - 空家バンクの設置
 - マイホーム借上げ制度の紹介:JTIのHPでの相談窓口設置
- (4)空家等の購入者等に対する支援:利子補給制度
- (5)多用途への転用促進
 - 地域の活性化施設、社会福祉施設としての活用
 - 店舗としての活用

6 特定空家等に対する措置等に関する事項

- (1)基本的方針
- (2)特定空家等に関する判定の手続き
 - ・A市空家等対策庁内連絡会議への意見聴取
- (3)特定空家等の判断基準
 - ・国のガイドラインに基づく判定
- (4)A市空家等対策協議会との調整
 - ・措置に関する協議会への報告、意見聴取
- (5)特定空家等に対する措置
 - ・県危険空家等対応マニュアルの活用

7 住民等からの相談対応に関する事項

○A市総合相談窓口、民間団体の相談室の設置

8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

- 主務部局
- 庁内組織:A市空家等対策庁内連絡会議
- A市空家等対策協議会
- 役割分担:A市、民間団体の役割、連携した取り組み